

◇ 屋外広告物許可申請 手続きの流れ ◇

申請
窓口 窓口に持参もしくは郵送で提出してください。 【窓口】 杉並区役所本庁舎 西棟4階 【郵送】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 都市整備部土木管理課占用係 屋外広告物担当 宛



申請手数料算定・審査
新規申請及び変更申請の場合、審査に数日かかります。 また、書類不備・条例の基準を満たしていない等、申請を差し戻す場合がございます。



申請手数料の支払い
【新規申請及び変更申請の場合】 後日、納入通知書を発行いたします。 郵送で受取を希望する場合は、返信用封筒をご用意ください。
【継続申請の場合】 申請時に窓口払い もしくは納入通知書を発行いたします。 ※広告物の内容が前回と同じ場合に限ります。



申請手数料の入金確認（納入通知書で支払う場合のみ）
金融機関で手数料納付後、領収証書を土木管理課占用係宛ファックスしてください。 【FAX】 03-3316-2470



許可書及び標識票の交付
申請手数料の入金確認後、1週間～10日程度の日数を要します。 郵送で受取を希望する場合は、返信用封筒(簡易書留)をご用意ください。



取付け完了届・標識票はり付け報告の提出
【広告塔・広告板／アーチ／装飾街路灯の新規申請の場合】 取付け完了届に、広告物のカラー写真と屋外広告物許可済証（標識票）を貼り付けている状態が確認できる写真を添付してください。 ※窓口持参・郵送提出のいずれでも可
【上記以外】 標識票はり付け報告に、屋外広告物許可済証（標識票）を貼り付けている状態が確認できる写真を添付してください。 ※窓口持参・郵送提出のいずれでも可

* 郵送料は申請者のご負担となりますので必要料金分の切手の添付をお願いします。